

ご存知ですか？

高齢者世帯対象の「配食サービス」

市は、平成12年10月から、「配食サービス」を市内全域で実施しています。サービス内容は、昼食の週5日(祝日と年末年始を除く月曜～金曜)を限度とした配食です。食事の受け渡しは手渡しで、配達時間は午前10時から正午までです。利用料は、1食につき500円です。

配食は市が民間業者に委託して行います。利用対象者は、次の「のいずれかに該当する人です。」

申請・問合せは最寄りの在宅介護センターまたは長寿福祉課(0798・35

・3175)へ。

《対象者》
おむね65歳以上の一人暮らしの高齢者で、身体的・精神的機能の低下などにより、買物や炊事などが困難な人
65歳以上の高齢者のみで構成される世帯(以下、高齢者世帯)でその世帯全員が買物や炊事などが困難な世帯の人
高齢者世帯で、世帯構成員のいずれか一方が寝たきりや痴ほうの状態にあり、他の一方が介護している世帯の人

在宅介護支援センター一覧

在宅介護支援センター名	所在地 電話番号	担当地区 (中学校区)
幸泉エルズ	山口町上山口4丁目26-14 ☎078・903・6283	山口
名塩さくら苑	名塩さくら台2丁目44 ☎0797・63・3204	塩瀬
甲寿園	甲山町53 ☎0798・71・9904	大社・苦楽園
甲武	段上町6丁目24-1 ☎0798・54・8883	上ヶ原・甲陵・甲武
市立中央	林田町7-17 ☎0798・68・2702	平木・瓦木
西宮北口	北口町1-1 ☎0798・69・0752	深津
甲子園口	甲子園口6丁目6-20 ☎0798・64・6617	今津・真砂・上甲子園
小松	小松東町1丁目3-10 ☎0798・45・7810	学文・鳴尾
西宮恵泉	西宮浜3丁目7-7 ☎0798・32・6065	浜脇・西宮浜
シルバーコースト甲子園	枝川町17-40 ☎0798・43・0470	鳴尾南・高須・浜甲子園

日本の国際化を考える

- 今と昔、内と外の視点

龍谷大学教授 田中 宏

復活した排外主義に意外な一撃を加えたのはベトナム難民だった。難民流出と同じ1975年に先進7カ国首脳会議(サミット)が発足し、その一員となった日本は必分の難民受け入れを進めざるをえなかった。姫路市と大和市(神奈川県)に難民定住促進センターが設けられ、日本語教育などが行われた。

しかし、センターを出ても公営住宅には入れない、児童手当も支給されない、

「日本に住所を有する日本国民」を対象とし、在外邦人との壁が立ち上がったのだ。フランスのル・モンド紙は、1978年5月、在日コリアンへの差別が難民受け入れ消極策の背景にあると指摘した。日本は、国際人権規約さらには難民条約に相対して加入し、それに伴って公共住宅関連、国民年金、児童手当などにおける国籍の壁を撤廃する法改正などを行った。

日本の社会保障の多くは「日本に住所を有する日本国民」を対象とし、在外邦

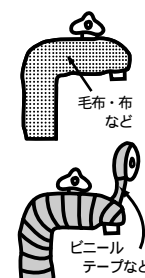
人と在日外国人をともに除外してきた。在外邦人は「相手国」に期待しながら、在日外国人は「その本国」に押しつけていたのである。社会保障の財源となる税金は、外国人も平等に負担している。国民ではなく「居住者は、所得税を納める義務がある」となっている。日韓条約(1965年)ではなく、難民受け入れによって転換がはかられた現実、何を物語っているか。

この時期、冷え込みの厳しい朝は、水道管が凍結して水が出ないことがあります。屋外で水道管がむき出しになっていたり、北側の直当たりが悪いところにある蛇口や水道メーターなどは注意してください。

《布などで防寒を》
凍結の恐れのあるむき出しの水道管は、保温材を巻

水道管が凍って水が出ないときは、自然に解けるのを待つか、凍結した箇所の蛇口を開けてからタオルをかぶせ、その上からゆっく

水道管が破裂した時は、止水栓を閉めて水を止めてください。その後、破裂した部分に布やテープをしっかりと巻き付けて応急措置



屋外でむき出しの水道管は、毛布や布などの保温材を巻き、その上からビニールテープなどを巻いて防寒してください

水道管の凍結に気を付けて！

冷え込みの厳しい季節

き付けて保護してください。手近なものとして毛布や布などがあります。その上からビニールなどを巻いて保温材が濡れないようにしてください。

《もし凍ったら》
水道管が凍って水が出ないときは、自然に解けるのを待つか、凍結した箇所の蛇口を開けてからタオルをかぶせ、その上からゆっ

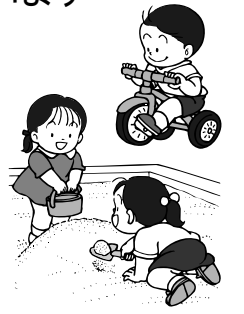
りとぬるま湯をかけて解かします。急に熱湯をかけると破裂する恐れがあります。外出するときは凍った蛇口を開けたままにせず、必ず閉めてください。

《破裂した時は》
水道管が破裂した時は、止水栓を閉めて水を止めてください。その後、破裂した部分に布やテープをしっかりと巻き付けて応急措置

【問合せ先】北部地域(塩瀬・山口)の人は北部水道事業所(078・904・2481)へ、南部地域の人は維持課(0798・32・2222)へ。また、水道局指定給水装置工事業者については給水装置課(0798・32・2229)へ

4歳児の4月入園

一部の私立幼稚園で申込を受け付けています



西宮市私立幼稚園連合会は、別表の幼稚園で、4月入園の4歳児の申込を随時受け付けています。対象は平成9年(1997年)4月2日(10年(1998年)4月1日生まれ)の4歳児です。人数 申込手続き等については、直接各幼稚園へお問い合わせください。

別表

幼稚園名	所在地	電話番号
浜甲子園健康	浜甲子園2丁目	0798・41・1759
上甲子園	甲子園口2丁目	0798・67・1733
こひつじ	津門呉羽町	0798・22・3454
甲子園学院	瓦林町	0798・67・7272
仁川学院マリアの園	甲東園2丁目	0798・51・2454
花園	上鳴尾町	0798・47・2214
甲子園東	甲子園四番町	0798・41・1735
くるみ	仁川町5丁目	0798・51・0638
つぼみ	甲子園浜田町	0798・22・4405
西光	鳴尾町1丁目	0798・47・1737
一里山	一里山町	0798・51・0616
聖和	岡田山	0798・51・2459
西宮公同	南昭和町	0798・67・4691
段上	段上町8丁目	0798・51・3509
武庫川女子大学附属	池開町	0798・45・3537
睦	高須町1丁目	0798・49・0581
東山	東山台2丁目	0797・61・3603
いるか	西宮浜4丁目	0798・32・1089

印の幼稚園では、10人以上の受け入れができます

指導要録廃棄に係るおわび

平成5年からの指導要録開示請求に係る経過の中で、別表のように保存すべき期間中の指導要録の一部を廃棄していることが明らかになりました。平成3年の法改正に伴い、新しい指導要録(指導に関する記録)の保存期間が20年から5年に変更された際、その保存期限の解釈を誤って廃棄したものです。市教育委員会としては深く反省し、「学校園文書管理システム」の整備を行い、文書管理の適正化に努めてまいりました。

市民の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。問合せは学校教育課(0798・35・3859)へ。

別表

学校園名	人数		年度(Sは昭和、Hは平成)
	学籍に関する記録	指導に関する記録	
浜脇小学校	0	2,665	S54~H4
甲東小学校	0	3,026	S54~H4
段上西小学校	0	300	S58、S61
樋ノ口小学校	0	2,006	S54~S63
瓦木小学校	43	1,199	S54~S58
深津小学校	0	791	S58~H2
瓦林小学校	0	255	S60、H元
津門小学校	1,725	2,014	S54~S62、H元、H2
旧東甲子園小学校	0	1,104	S54~S63
名塩小学校	0	975	S54~S60、S62、S63
浜脇中学校	0	4,173	S54~H元
苦楽園中学校	0	4,435	S54~S63
平木中学校	0	2,832	S55~H3
甲武中学校	0	1,397	S56~S60
上甲子園中学校	0	2,229	S55~S61
今津中学校	0	3,980	S54~H2
鳴尾中学校	0	3,591	S54~S62
鳴尾南中学校	0	2,974	S55~H4
上ヶ原幼稚園	1,458	1,458	S54~H2
名塩幼稚園	29	29	H2

住まい探し 応援します

高齢者円滑入居 賃貸住宅登録制度

高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者が入居可能な賃貸住宅の情報を提供する新しい制度で、平成13年10月からスタートしました。

賃貸住宅の貸主は、高齢者の入居を受け入れることとして登録を申請することになります。登録された情報は、閲覧等の方法により、入居希望者などに広く提供されます。

また、登録された賃貸住宅については、高齢者居住支援センターが行う家賃債務保証制度(6カ月を限度に家賃の支払債務を保証。要保証料)を希望により利用することができます(入居者の年齢等一定の要件を満たすことが必要)。

問合せは県民間住宅推進室(078・341・771)へ。

「国民」本位から「住民」本位へ

国籍の壁が立ち上がったのだ。フランスのル・モンド紙は、1978年5月、在日コリアンへの差別が難民受け入れ消極策の背景にあると指摘した。日本は、国際人権規約さらには難民条約に相対して加入し、それに伴って公共住宅関連、国民年金、児童手当などにおける国籍の壁を撤廃する法改正などを行った。

日本の社会保障の多くは「日本に住所を有する日本国民」を対象とし、在外邦人と在日外国人をともに除外してきた。在外邦人は「相手国」に期待しながら、在日外国人は「その本国」に押しつけていたのである。社会保障の財源となる税金は、外国人も平等に負担している。国民ではなく「居住者は、所得税を納める義務がある」となっている。日韓条約(1965年)ではなく、難民受け入れによって転換がはかられた現実、何を物語っているか。